

令和6年4月施行の改正精神保健福祉法と 精神保健に関する相談支援体制整備

社会・援護局 障害保健福祉部

精神・障害保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

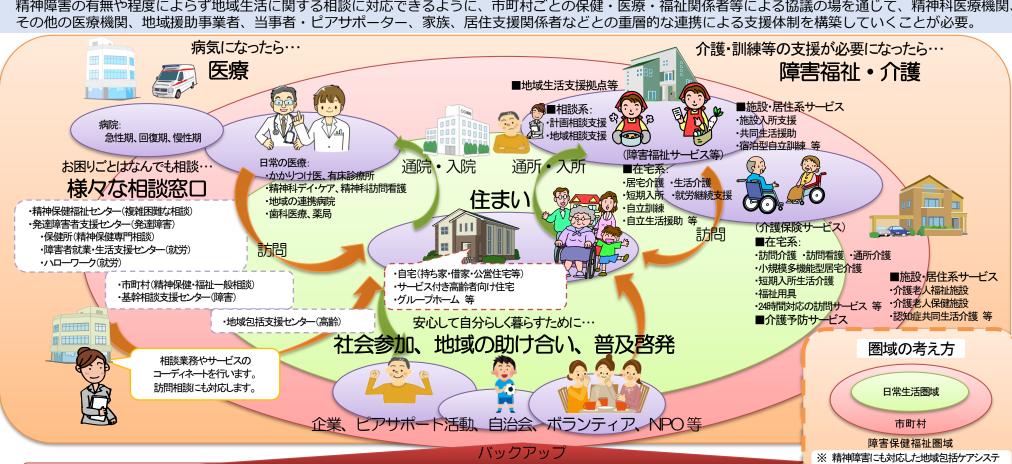
- 1. 改正精神保健福祉法について
- 2. 自治体における精神保健相談支援体制の整備等について
- 3.精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について (参考資料) 心のサポーター養成事業、入院者訪問支援事業等について

1.改正精神保健福祉法について



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の 助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の 実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、 精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、 その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場、市町村

バックアップ

適害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場、保健所 バックアップ

都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

ムは、精神障害を有する方等の日常生活圏域

を基本として、市町村などの基礎自治体を基

※ 市町村の規模や資源によって支援にばらつ きが生じることがないよう、精神保健福祉セン

ター及び保健所は市町村と協働する

盤として進める

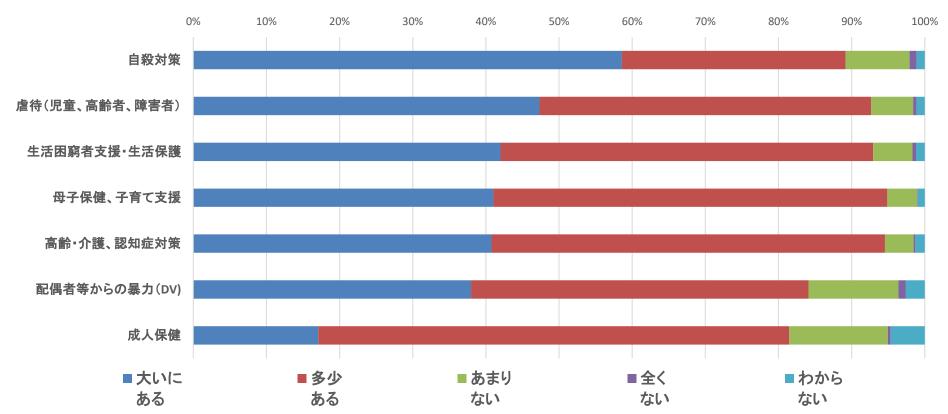
第3回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム の構築に係る検討会

> 市町村の現状と課題(山本構成員提出資料) 令和2年7月31日(一部改変)

資料3

- 現行の精神保健福祉法第47条において、市町村の精神保健相談については努力義務とされていることから、市町村 が精神保健に係る相談支援を実施することはすでに可能である。
- 実際に、市町村(保健・福祉)では、精神保健業務実施体制整備に関する法的な裏付けがなく、財源や専門的人材が不足するなか、既に様々な領域で精神保健(メンタルヘルス)ニーズに対応している状況が過去の検討会において示された。

精神保健(メンタルヘルス)に関する問題への対応(N=1267)



出典:令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」(研究代表者:藤井千代)分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」(研究分担者:野口正行)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実 [障害者総合支援法、精神保健福祉法]
- ① 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
- ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手 法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率に おいて算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 [精神保健福祉法]
- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 (難病法、児童福祉法)
 - ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
 - ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備 [障害者総合支援法、児童福祉法、難病法] 障害 DB、難病 DB 及び小慢 DB について、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- **6. その他**【障害者総合支援法、児童福祉法】
 - ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

_| 令和6年4月1日(ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日)

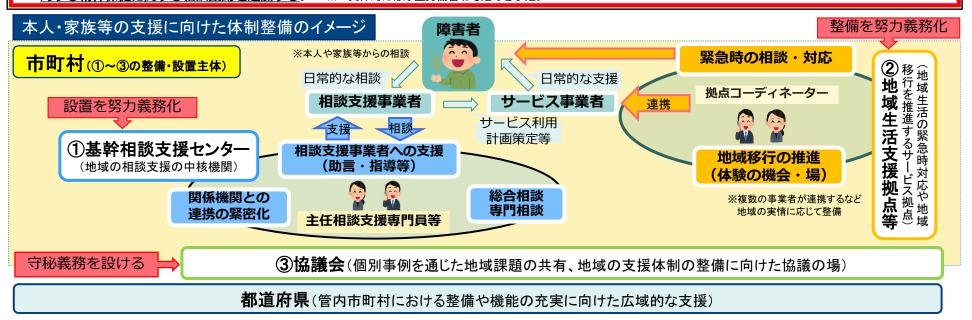
地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

現状•課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村)地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。 ○ 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。



改正精神保健福祉法の概要

自治体の相談支援の対象の見直し(法第46条)

都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象となる。

相談及び援助(法第47条第5項)

都道府県及び市町村は、精神保健に関し、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

市町村への支援に関する都道府県の責務(法第48条の3条)

●都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な 援助を行うよう努めなければならない。

改正精神保健福祉法新旧対照表(相談及び支援)

改正後(令和6年4月施行)

現行

第六章 保健及び福祉

第二節 相談及び援助

(精神障害者等に対する包括的支援の確保)

第46条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。)として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

(正しい知識の普及)

第46条の2 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

第六章 保健及び福祉

第二節 相談指導等

(正しい知識の普及)

第46条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

現行の第46条(正しい知識の普及)の 条文は、第46の2に移行。

替わりに、第46条には「精神障害者等に対する包括的支援の確保」という、 新たな条文が加えられた。

改正精神保健福祉法新旧対照表(相談及び支援)

改正後(令和6年4月施行)

現行

(相談及び援助)

第47条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

(中略)

5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、 第46条の厚生労働省令で定める者及びその家 族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他 の援助を行うことができる。

(相談指導等)

第47条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

(新設)

現行条文において、精神障害 者等への「指導」という用語 は14カ所存在するが、今般 の法改正によりこれらは全て 削除され、「相談援助」など の用語に置き換えられたので 注意されたい。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と令和4年改正について

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい 暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神 障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すこと理念としたもの。
- この理念の実現に向けては、精神保健福祉法のみならず、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、介護保険法、母子保健法、児童福祉 法等の多くの法律が関連し、これらの法律に基づくサービスや支援等が精神障害者等に適切に提供される必要がある。
- これらのサービス・支援等を、精神障害者等の置かれた状態を踏まえ適切につなげるためには、自治体や保健所等による相談支援が包括 的に実施されることが重要である。
- 令和4年の精神保健福祉法の一部改正では、こうした理念の実現に向け、精神保健福祉法に基づき自治体が実施する相談及び援助は、精神障害の有無やその程度にかかわらず、地域の実情に応じ、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱えるものの心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として行われなければならないことが規定された。

第六章 保健及び福祉

第二節 相談及び援助

(精神障害者等に対する包括的支援の確保)

第46条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。)として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

2. 自治体における精神保健相談支援体制の整備等について



市町村の業務と精神保健との関係

高齢・介護に関する相談支援

認知症 高齢者虐待防止 介護保険サービス提供 等

生活福祉に関する相談支援

生活保護 生活困窮者自立支援 ひきこもり 等

精神保健

障害のある方等の相談支援

相談支援事業 障害者虐待防止 障害者差別解消 意思決定支援 等

<u>妊娠出産・子育てに関する</u> 相談支援

母子保健 子育て包括、子育て総合支援 成育 等

市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム

趣旨

- 令和4年6月に公表された「地域で安心して暮らせる精神保健 医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書では、精神保健に関 する課題が市町村における母子保健、介護、困窮者支援等の分野 を超えて顕在化しており、市町村における相談支援体制整備の重 要性が示された。
- 一方で、専門職の配置、財源の確保、精神科医療機関との連携、 保健所・精神保健福祉センターからのバックアップ体制の確保に 課題があることが指摘されたことから、市町村には精神保健に関 する相談支援を積極的に担うための具体的かつ実行的な方策が求 められている。
- 令和4年12月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定を新設した。
- そのため、本検討チームにおいては、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するための具体的な方策について検討することを目的とする。

検討事項

- 相談支援体制に関する課題の整理
- 相談支援体制整備を推進するための方策

令和5年9月 第4回:本検討チーム報告書(案)

開催経緯

- 令和5年2月 第1回:現状及び課題、今後の検討の進め方
- 令和5年7月 第2回:相談支援体制の整備、相談支援を担う人材の育成
- 令和5年8月 第3回:相談支援体制の整備、相談支援を担う人材の育成

構成員 (◎は座長、○は座長代理 五十音順、敬称略)

- 一般社団法人 全国地域で暮らそうネットワーク 〇 岩上 洋一 代表理事
 - 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 岡部 正文 _{理事}
 - 全国精神保健福祉相談員会 理事/川口市保健所 岡本 秀行 疾病対策課 主杳
 - 小幡 恭弘 (みんなねっと) 事務局長
 - 桐原 尚之 全国「精神病」者集団 運営委員
 - 一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート 小阪 和誠 専門員研修機構 代表理事
 - 近藤 桂子 元生駒市福祉健康部 部長
 - 高山 美恵 富士河口湖町役場住民課 課長
 - 野口 正行 岡山県精神保健福祉センター 所長
- 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター ⑥ 藤井 千代 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 部長
 - 高島市健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課 古谷 靖子 課長

「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書 (令和5年9月22日)(概要)

背景

- 令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定が新設された。
- こうした動向を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するため、令和5年2月に本検討チームを立ち上げ議論を重ね、本年9月に報告書としてとりまとめた。

市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備

【現状及び課題】

- 8割以上の市町村が、自殺対策、虐待、生活保護、介護等の各分野において、精神保健に関する相談に対応。
- 重層的支援体制整備事業を活用する市町村は増えたが、福祉部局と保健部局との連携が不十分な中で、相談窓口の設置が行われることで、支援の引き受け手を探すのに苦労。
- 特に専門職の配置がない小規模の自治体では、事務職が相談を受け、適切 な支援につながらないこともある。
- 専門の相談窓口や専門職の配置は、複合的課題を専門職が抱えこまざるを 得ない等により、職員の孤立や支援の停滞の課題が生じることもある。

市町村において精神保健に係る相談支援を担う人材の育成

【現状及び課題】

- 財政や人員の制約等により継続して専門性を研鑽する体制や、組織として専門職を育てる文化の醸成、理解等が十分ではない。
- 精神保健の担当以外の部門で相談を受けた場合、適切な支援につながらないことがある。
- 精神保健福祉相談員として育成しても、専門以外の業務への従事により、 専門職としての知識や技術を有効に活用できない場合もある。
- 保健所の精神保健福祉相談員による市町村支援も近年少なく、保健所等も コロナ対応で疲弊し、新任期の保健師が地域保健の経験を積み上げられない。

【方策】

- 相談支援で行われる「受けとめ」、「気づき」、「アセスメント」、「プランの立案及び実行」、「連携及び調整」の5つの機能を体制に位置づけるため、厚生労働科学研究班が類型化した横断的連携体制のイメージ図を、特に、保健所設置市以外の市町村の参考となるよう提示。
- 市町村の窓口に加え、アウトリーチ等によっても住民ニーズに気づき、相談を確実に適切な支援につなげ、医療も含めた課題を解決できるようにするため、 保健師等の確保や相談支援部門への配置を進める等、保健の軸を作る必要。
- 体制整備のため、首長や管理職の理解を得るとともに、<u>市町村単独ではなく</u>、 当事者及び家族の声を聞くこと、精神科医療機関の協力を得ること、<u>保健所や</u> 精神保健福祉センターからのバックアップを受けることや、<u>都道府県と連携し</u> て国の既存事業を活用することも有効。

【方策】

- 基本的に<u>専門職か否かに関わらず</u>、精神保健に関する知識等の水準引き上げ、 潜在ニーズに気付く力を備えるため、研修等が必要。
- 相談支援に携わる人材の育成策を機能別に三層に整理。
 - ・<u>「ニーズに気づく職員」</u>には、心のサポーター養成研修等や、精神保健福祉相談員の講習に含まれる基礎的事項等の一部を受講推奨。
 - ・<u>「精神保健部門で相談支援を主に担う専門職」</u>には、保健師以外の専門職 も含め、精神保健福祉相談員の講習受講の推進や、<u>組織として技術の継承</u> も含めた計画的な育成や複数配置等の工夫。
 - ・「庁内で推進力を発揮する専門職」には、戦略的かつ計画的な人事異動等による育成。 15

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領の改正概要

第1部 保健所

【第1 地域精神保健福祉における保健所の役割】

- 精神保健に関する相談支援の対象として、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象であることを明記。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念を踏まえた相談支援体制の構築と、市町村が地域で生活する精神障害者等がより 身近な地域で支援を受けることができる体制を構築していくために、専門性や広域性が必要な事項について、積極的に支援していくこ とが必要とした。

【第2 実施体制】

○ 「職員の配置」に、検討チーム報告書で示された、精神保健に係る相談支援体制を整備していくために組織的、戦略的、計画的な人 材配置が必要であること、多職種で連携し相互の協力体制の確保に務めることとした。

【第3 業務】 ※項目の順序を変更

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	次項目の順序で支 史
主な修正箇所	主な改正事項
市町村に対する支援	○ 市町村が相談支援等の取組を円滑に実施できるよう、訪問支援への同行等による連携を図ること。○ 市町村が継続して相談支援業務を実施できるよう、伴走し、重層的な支援を行う体制整備が必要。○ 必要に応じて医療機関等と市町村のネットワーク構築を支援。
相談支援	○ 実際に保健所で対応している相談支援の内容に基づき記載を充実。○ 自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。○ 聴覚等のコミュニケーション手段に障害がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合には、適切に意思疎通を図ることができるよう、合理的な配慮をすること。
人材育成	○ 精神保健福祉相談員の講習会改正カリキュラムに基づき講習会の活用し相談支援を行う者の育成推進すること。
精神保健福祉に 関する普及啓発	○ 「心の健康づくり」から「精神保健福祉」に関する普及啓発に改正。○ メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害に関する知識の普及啓発を行い、精神障害者に対する差別や偏見をなくし、精神障害者の地域生活支援及びその自立と社会経済活動への参加に対する住民の関心と理解を深めること。○ 普及啓発の実施では「心のサポーター」養成等の態度や行動の変容を意識すること。
入院等関係	(令和4年精神保健福祉法改正に基づく内容の更新)
	16

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領の改正概要

第2部 市町村

【第1 地域精神保健福祉における市町村の役割】

○ 精神保健に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として行わなければならないことが規定されたことに伴い、関係機関等と協働し、相談支援体制の整備を推進していくことを明文化。

【第2 実施体制】

○ 「職員の配置」について、専門職としての業務遂行能力の向上を図るため、キャリアラダー等を元に能力を獲得していくための人材 育成計画を策定が求められていることから、「専門職の計画的な育成と配置、技術の継承を念頭に置いた後進の育成等を意識することしを追記。

【第3 業務】 ※項目の順序を変更

	【おり、未物】、	
主な修正箇所	主な改正事項	
相談支援	 ○ 「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム報告書」で示された横断的連携体制の類型の考え方等も参照し、専門職の配置、社会資源等を踏まえた相談体制を整備すること。 ○ 精神保健上の課題は、各分野において、ライフステージを通じ、広く身近な課題として顕在化している状況にあることから、精神保健福祉部局のみならず、関係部局との緊密な連携のもとに相談支援体制を検討すること。 ○ 聴覚等のコミュニケーション手段に障害がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合には、適切に意思疎通を図ることができるよう、合理的な配慮をすること。 ○ 相談支援のその方法として、地域に潜在化している者等に対するアウトリーチ支援を実施すること。市町村単独実施が困難な場合であっても保健所や精神保健福祉センターと連携し、潜在的に精神保健上のニーズを抱える者への支援を実施すること。 	
人材育成	○ 専門職か否かに関わらず、相談支援に関わる職員については、心のサポーター養成研修等の既存の研修等に参加させることが望ましい。	
医療保護入院に係る 市町村長同意及び同 意後の業務	○ 市町村長同意後に市町村が行う本人との面会時に、入院者訪問支援事業の紹介や、本人が当事業の利用を希望 した際には、訪問が速やかに実施されるように都道府県と連携を行うこと。	
当事者団体等の育成 及び活用		

精神保健福祉センター運営要領の改正概要

精神保健福祉センター

【1 目的】

○ 法改正に伴い、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず、精神保健に課題を 抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として行われなければならないことが規定さ れたことから、センターは市町村及び市町村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保 健福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築を推進する。

【2 実施体制】

○ 保健所及び市町村への支援強化の必要性が増していることから、センターの職員に関して、専門職の十分な確保や人材育成及び資質 向上の観点に留意し十分に実施できる職員が配置すること。

【3 業務】

しつ 未物』			
主な修正箇所	主な改正事項		
企画立案	○ 地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、各計画(※)について、専門的な立場から門的な立場から、都道府県等の本庁と協働し、企画立案を行い、関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。 ※ 医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等		
技術支援	○ 法改正に伴う保健所及び市町村への支援体制の強化と実際に技術支援を行う際、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、積極的な技術支援を行うこと。		
人材育成	○ 精神保健福祉相談員について、講習会を開催する場合は、保健所や管内市町村の参加を積極的に促すこと。○ 精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等について、保健所、市町村、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員を対象とする。		
調査研究	○ 統計やデータベースを活用し、地域課題等を把握した上で障害保健福祉圏域等の単位で重層的な連携による支援体制の整備を推進していくこと。		
精神保健福祉に関す る相談支援	○ 自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。 (センターで対応している支援内容に基づき記載を充実させるとともに、支援の実施方法について追記)		
災害等における心の 支援	○ 項目を新設。災害・事故・事件等に関連して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について 、 医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。 18		

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について





精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和6年度予算額 構築推進事業:5.8億円 構築支援事業:44百万円

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

○ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域(障害保健福祉圏域・保健所設置市)及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。○ 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】(1のうち協議の場の設置は必須)

- 1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
- 2. 普及啓発に係る事業
- 3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
- 4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- 5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- 6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- 7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- 8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
- 9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

地域援助事業者 保健所 市町村 (指定一般・特定相談 支援事業者) 障害保健福祉圏域 家族 精神科医療機関 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関わる 居住支援 保健・医療・福祉の一体的取組 当事者 関係者等 ピアサポーター バックアップ構築推進サポーター 構築支援事業 実施 都道府県・指定都市等

バックアップ

国(アドバイザー組織)

広域アドバイザー

都道府県等密着アドバイザー

◆ 個別相談・支援(オンライン、電話、メール)、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国(構築支援事業事務局)

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー(広域・密着AD)等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員でのための研修開催 等

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要である。
- 地域の障害福祉サービスの拡充が図られる中で、医療機関と福祉サービスとの連携を十分に確保しながら「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、居住・就労等に関する支援を含め、その病状の変化に応じた多様なサービスを身近な地域で切れ目なく受けられるようにする体制の整備が求められている。

【令和5年度】

精神保健医療福祉体制の整備に係る事業 (R4年度 1・8・13) 普及啓発に係る事業 (R4年度 2) 住まいの確保と居住支援に係る事業 (R4年度 4) 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの 活用に係る事業 (R4年度 3・5) 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業 (R4年度 9·10) 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業 (R4年度 6·12) 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業 (R4年度 7・11)

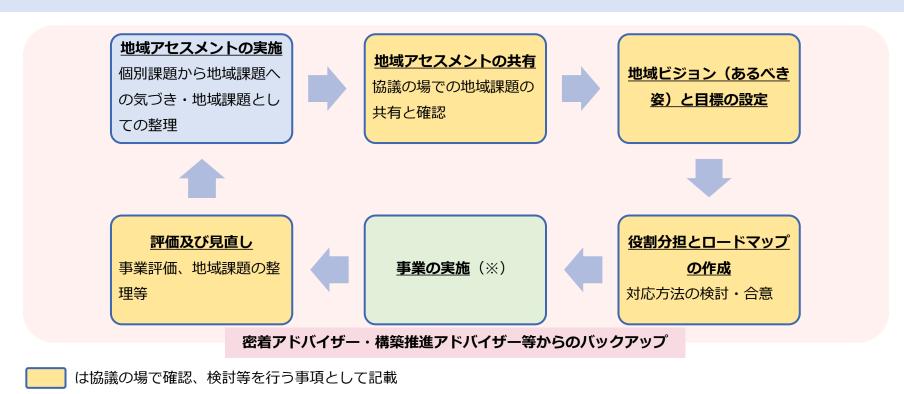
その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

【令和6年度以降】

	1	精神保健医療福祉体制の整備に係る事業	・部会の設置等による協議の場(必須)の充実・構築推進サポーターの活用による地域包括ケアシステムの支援体制構築・構築状況の実態把握及び事業評価
	2	普及啓発に係る事業	・精神疾患や精神障害、メンタルヘルスに関する地域住民の理解を深める ・心のサポーターの養成 ・国が行う普及啓発事業(世界メンタルヘルスデー等)の周知
	3	住まいの確保と居住支援に係る事業	・居住支援関係者等との連携 ・居住支援に係る制度の活用推進 ・賃貸住宅等の入居者や居住支援関係者等の安心の確保につながる支援体制の構築
	4	当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの 活用に係る事業	・自らの経験を生かした交流活動(自助グループ)や、相談・同行等の活動支援 ・当事者や家族等が集う場や地域住民との交流の場の設置 ・ピアサポートの活用や活躍支援
	5	精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業	・24時間精神医療相談窓口の整備 ・専門職配置及び迅速かつ適切に対応できる相談体制の整備 ・精神医療相談窓口の効果的な周知 ・精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等
	6	精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業	・長期在院者の地域移行に向けた支援 ・地域生活を支援するための保健・医療・福祉等の連携による重層的な支援体制の 構築 ・アウトリーチ支援の実施等、地域生活支援に係る取組の整備
	7	地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業	・地域で安心して暮らすための支援体制構築に向けた地域生活支援に関わる支援者 等に対する研修の実施 ・措置入院者等の退院後支援を担う者に対する研修の実施
	8	市町村等における相談支援体制の構築に係る事業	・都道府県等の精神保健医療福祉に精通した保健師等の市町村への派遣及び地域の実情に応じた情報提供や助言・都道府県等において市町村の専門職以外も含む相談支援担当者を対象にした相談支援研修の開催
	9	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業	(1から8までの事業には該当しないが、地域包括ケアシステムの構築に資 えると 考えられる事業)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のイメージ

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、次のようなプロセスが繰り返されることが重要であると考えられる(あくまでも一例であり、地域の実情に合わせて行う)。
- 地域アセスメントにより個別課題から地域課題への気づきを得るとともに、協議の場を活用し保健・医療・福祉関係者並びに障害当事者 及びその家族等による協働により、地域課題を共有・整理する。目指すべき地域ビジョンの設定とその実現に向け対応策を検討し、事業実 施後には取り組みの評価及び見直しを行う。



- ※ 「事業の実施」については、下記2から9までの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」の事業メニューを活用できる。
- 2. 普及啓発に係る事業
- 4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- 6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- 8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業

- 3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
- 5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- 7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- 9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業)

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、 国として促進すべき事業について、「地域生活 支援促進事業」として特別枠に位置付け、<u>5割等の補助率を確保し、</u>質の高い事業実施を図るもの。

○ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住 支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を 構築する。

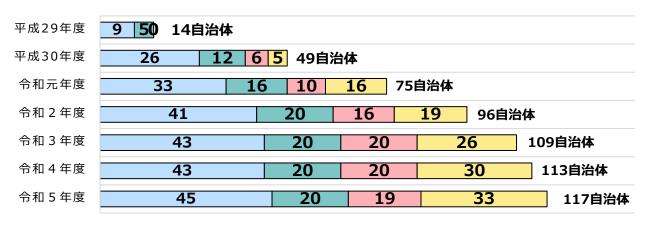
また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体>都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】(1のうち協議の場の設置は必須とする)

- 1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
- 2. 普及啓発に係る事業
- 3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
- 4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- 5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- 6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- 7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- 8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
- 9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

【これまでの実績】



- ■都道府県
- □指定都市
- ■特別区
- □保健所設置市
- (※1)特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加
- (※2) 当該事業を活用していない都 道府県等においては、別の補助金 や都道府県等の独自の財源によ り、精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築を推進 している自治体もある。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- 国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成され る組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進 サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域(障害保健福祉圏域・保健所設置市)及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケア システムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

1.アドバイザーの主な役割

<広域アドバイザー>

○ 保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。

<都道府県等密着アドバイザー・構築推進サポーター等>

○ 都道府県等の担当者及び広域アドバイザーと協力しながら障害保健福祉圏域及び市町村における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

2. 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市の主な役割

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践
- 障害保健福祉圏域(障害保健福祉圏域・保健所設置市)や市町村の取組状況の把握、事業メニュー活用の検討
- 都道府県等密着 A Dの選定・国への推薦または構築推進サポーターの活用促進
- 全国会議への参加
- 事例集の作成等、当事業への協力

【これまでの実績】



平成29年度からの累計参加自治体数

計	58
特別区	10
保健所設置市	12
指定都市	11
都道府県	25

(参考資料)

心のサポーター養成事業、入院者訪問支援事業等について



心のサポーター養成事業(令和6年度~)

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘル ス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイド(MHFA)とは、地域の中で、メンタルヘルス の問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

心のサポーター養成の仕組み

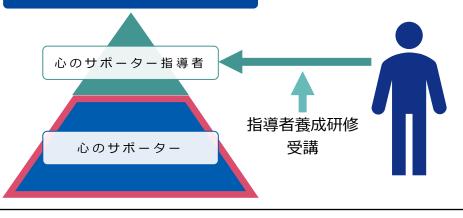
※心のサポーターの養成体制

◎心のサポーター指導者

- ・精神保健に携わる者 または心の応急処置に関する 研修をすでに受講している者
- ・2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

2時間の実施者養成研修を受講



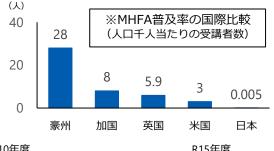
- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、 公認心理師等の国家資格を有しており、 精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の 心の応急処置に関する研修を既に受講し ている者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を 抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」(小学生からお年寄りまでが対象)

⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、

2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用(座学+実習)





:福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

**R4年度 :岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市

**R4年度:岩手県、福島県、神奈川県、相歌川県、福岡県、石山産中、山島県、伊須東県、利岡県、川田県、東土県、1827年、1827 横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

ドう厚生労働省 ひとくらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

心のサポーター養成の推進(健康日本21(第三次))

健康日本21(第3次)(抄)

- 第二 国民の健康の増進の目標に関する事項
 - 二 目標設定の考え方
 - 3 社会環境の質の向上

以下に示す各目標の達成を通じて、個人の行動と健康状態の改善を促し、健康寿命の延伸を図る。 具体的な目標は、別表第三のとおり設定する。

(一) 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上 社会とのつながりについては、ソーシャルキャピタルの醸成が健康に影響するとされている。 このため、地域の人々とのつながりや様々な社会参加を促すことを目標として設定する。 また、関連する栄養・食生活分野の目標として、地域等で共食している者の増加を設定する。 加えて、こころの健康について、地域や職域等様々な場面で課題の解決につながる環境整備を行うことが 重要である。このため、メンタルヘルス対策に取り組む事業場や心のサポーターに関する目標を設定する。

別表第三 社会環境の質の向上に関する目標

1 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上(⑤)

目標:心のサポーター数の増加 指標:心のサポーター数 目標値:100万人(令和15年度)

心のサポーター養成事業における事務局(国)の主な機能

- 全国で心のサポーター(以下「ここサポ」という。)の養成を推進するため、国が事務局機能を担い、自治体が行う「心のサポーター」養成の支援を行う。
- また、国が「心のサポーター指導者」養成をするとともに、都道府県が実施する「心のサポーター指導者」養成を支援する。

心のサポーター養成

1 心のサポーター養成研修の実施支援

─ 都道府県、指定都市、特別区、保健所設置市(以下「都道府県等」とする。)が実施する「心のサポーター養成研修」を支援する。

【事務局による支援内容】

- 心のサポーター指導者 (講師) の派遣調整
- 心のサポーター養成研修のプログラム及び運営マニュアルの配布
- 事業実施報告書の配付及び回収
- 認定証データの配付

2 市町村における心のサポーター養成研修の実施支援

- 市町村(都道府県等を除く)が今後、ここサポ養成研修を 実施する上でのノウハウの獲得や、都道府県等と連携したこ こサポ養成研修の実施を推進する観点から、ここサポ養成研 修の実施を希望する市町村を募集し、当該研修の実施支援を 行う。
- 募集は全国で30市町村程度とする。

【事務局による支援内容】

- 講師派遣研修資料の提供認定証作成【市町村の役割】
- 地域住民等への開催案内、参加申込受付、当日受付、出席状況の把握及び管理
- 研修会場の手配及び準備
- 研修資料及び認定証の配付

心のサポーター指導者養成



- ここサポの養成にはここサポ指導者が必要となる ことから、以下の支援を行う。
- 💶 心のサポーター指導者養成研修の実施
- 都道府県等が円滑にここサポ養成研修の実施が可能となるよう、国が**ここサポ指導者の養成研修を実施**する。
- 年8回程度開催(予定) ※Webサイトに開催案内を掲載 https://cocoroaction.jp/

■ 都道府県が実施する 心のサポーター指導者養成研修の支援

- 都道府県が今後、ここサポ指導者養成研修を実施する上でのノウハウの獲得を目的として、ここサポ指導者養成研修の実施を希望する都道府県からの相談に応じ、都道府県が行う当該研修の実施支援を行う。
- 全国で5都道府県程度の支援を行う。 ※各都道府県2回まで、1回につき30名程度

【事務局による支援内容】

- 講師紹介選択研修の管理【市町村の役割】
- 対象者への開催案内、参加申込受付、当日受付、出席状況の把握及び管理
- 研修会場の手配及び準備 ・ 研修資料及び認定証の配付
- 研修講師に対する謝金及び旅費の支払い

心のサポーター養成に係る都道府県等の役割

- 心のサポーター養成事務局は、都道府県、指定都市、特別区、保健所設置市に対して、都道府県等が実施する心のサポーター養成研修のうち、講師の調整や開催に係る資材提供等により支援する。
- 都道府県等は事業参加の申請、研修開催の企画・運営を主として担う。

都道府県等

【開催前における業務】

- 地域住民等への開催案内、参加申込受付、受付、出席状況の把握、管理
- 講師との研修内容の調整(依頼文送付含む)等
- 研修会場の手配・準備
- 受講者へ研修資料の配付

【研修当日の業務】

- 研修の運営
- 研修当日の必要な対策(感染症対策等)

【開催後における業務】

- 認定証の配付
- 講師への報償費・旅費の支払い 等



心のサポーター養成研修 実施に係る支援



事業参加申請・実施結果報告

心のサポーター養成事務局

【開催前における業務】

- 開催に係る調整
 - ✓ 事業参加申請の受理、開催日程の確認、調整
 - ✓ 講師依頼・日程調整、派遣
- 開催に係る資材の提供(開催案内のフォーマット、運営 マニュアル、研修プログラムの提供)
- 研修実施に係る必要な助言(感染症対策等) 等

【開催後における業務】

- 認定証データの提供
- 事業実施報告書の配付及び回収等



委託



報告・相談

心のサポーター養成事業(市町村(指定都市、保健所設置を除く)に対する支援)

- 令和6年度以降、指定都市、保健所設置市を除く一般市町村が、都道府県と調整した上で、心のサポーター養成 研修の実施を希望する場合、心のサポーター養成事務局から、市町村に対して、講師の派遣等の必要な支援を行う。 (支援期間は1自治体に対して1年間。支援終了後は、各自治体を主体として研修を実施。)
- 年間30自治体を目安に支援することを予定。

心のサポーター養成研修 実施希望市町村(指定都市、保健所設置市を除く)

- ・地域住民等への開催案内、参加申込受付、受付、出席状況の把握、管理
- 研修会場の手配・準備
- ・受講者へ研修資料及び認定証の配付
- ・研修当日の必要な対策(感染症対策等)

募集自治体: 30自治体程度

参加人数 : 20名程度

対象 : 地域住民等



心のサポーター養成研修 実施に係る支援



結果報告

心のサポーター養成事務局

【開催前における業務】

- ・開催に係る調整、提案及び協議(開催日程、開催方法、 研修内容、講師等)
- ・開催案内のフォーマット、運営マニュアル、研修プログラムの提供
- ・研修講師の派遣
- ・研修実施に係る必要な助言(感染症対策等)等

【開催後における業務】

- ・認定証データの提供
- ・心のサポーター指導者(講師)に対する謝金・旅費の 支払い
- ・研修会場代の支払い(実費相当 最大5,500円)等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」(小学生からお年寄りまでが対象)

⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え 方に基づいた、2時間程度で実施可能な双方 向的研修プログラムを使用(座学+実習)

入院者訪問支援事業(令和6年度以降)

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、 入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした 訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市(以下「都道府県等」という。)

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2)地域の実態等を踏まえ、(1)と同等 に支援が必要として都道府県知事が認め、 本事業による支援を希望する者

第三者である訪問支援員が、医療機関外 から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



傾聴、生活に関する

相談、情報提供 等

※2人一組で精神科 病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの<u>求めに応じて</u>、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の<u>話を誠実かつ熱心に聞く(傾聴)</u>ほか、入院中の<u>生活に関する相談や、</u>支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に<u>情報提供</u>する。

【精神科病院に入院する方々の状況】



孤独感、 自尊心 の低下

誰かに相談したい、話を聞いてほしい



医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・孤独感や自尊心の低下
- ・日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者 の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自ら の力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

(留意点)

- ・令和6年度より法定事業として位置づけ。(守秘義務等)
- ・訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、 訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービ スを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。